

⑩年用

（厳折り曲げ）

注意

用紙の大きさはA 4

五、虚偽記載をしてこの申請書を提出し、又は旅券の交付を受けた場合等には、旅券法（五年）第百九十七条以下の懲役（百万円）^{（罰金）}（利目的は五百万円）以下の罰金、及び刑法によつて処罰されます。

六、この申請書に記入した氏名の表記は、外務大臣又は領事官が特に必要と認める場合を除き変更することができません。

七、申請書の個人情報（海外での事故の際の保護等旅券発給に



外務省

都道府県

